

## 日本獣医師会学会学術誌投稿規程の一部改正及び 電子投稿システムのマニュアルについて

このたび日本獣医師会学会学術誌について、依頼原稿の円滑な掲載を図ることを目的に、下記のとおり「日本獣医師会学会学術誌投稿規程」が一部改正されましたので、お知らせします（平成29年2月24日制定、平成29年4月1日施行）。

また、電子投稿システムの投稿マニュアルを本会ホームページに掲載いたしましたので、ご確認の上、投稿くださいますようお願い申し上げます。

なお、本システムの操作についてのご質問は「Scholar One」の日本代理店である(株)杏林舎のS1Mサポートセンター（03-3910-4311）へお願いします。

記

### 日本獣医師会学会学術誌投稿規程一部改正に伴い留意すべき主な事項

#### 著作権（第8条）

学会学術誌に掲載されたすべての記事の著作権及び電子的形態による利用も含めた包括的な著作権は、日本獣医師会に帰属する（日本獣医師会雑誌編集等規程第6条及び日本獣医師会学会学術誌投稿規程第8条）とされて

いるが、今後、依頼原稿の円滑な掲載推進のため、依頼原稿における図表等の所有権については、著者からその帰属等に要望がある際は、個別に協議することとする。

改正部分詳細については、別記の新旧対象表及び新たな規程を参照してください（変更箇所は下線部です）。

### 日本獣医師会学会学術誌投稿規程の新旧対照表（案）

平成29年2月

改正条文	現行条文
<p>日本獣医師会学会学術誌投稿規程</p> <p>(略)</p> <p>(著作権)</p> <p>第8条 学会学術誌の著作権については、日本獣医師会雑誌編集等規程第6条の規定に基づき、掲載されたすべての記事の著作権及び電子的形態による利用も含めた包括的な著作権は、日本獣医師会に帰属する。ただし、依頼原稿の際、<u>著者及び著者の所属機関等が所有する図表等</u>について、著者からその帰属等に要望がある際は、個別に協議することとする。</p> <p>(略)</p> <p>附 則（平成29年2月24日・日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会一部改正）</p> <p>1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>日本獣医師会学会学術誌投稿規程</p> <p>(略)</p> <p>(著作権)</p> <p>第8条 学会学術誌の著作権については、日本獣医師会雑誌編集等規程第6条の規定に基づき、掲載されたすべての記事の著作権及び電子的形態による利用も含めた包括的な著作権は、日本獣医師会に帰属する。</p> <p>(略)</p>